

# 中野区教育委員会会議録

令和2年第9回定例会

令和2年3月27日

中野区教育委員会

令和2年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年3月27日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時40分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 濱口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

企画課長 杉本 兼太郎

基本構想担当課長 永見 英光

財政課長 森 克久

○書記

教育委員会係長

落合 麻理子

教育委員会係

香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

3人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第17号議案 中野区の保幼小中連携教育
- (2) 第18号議案 中野区いじめ防止基本方針
- (3) 第19号議案 中野区立教育センター処務規則の一部を改正する規則
- (4) 第20号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 第21号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- (6) 第22号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室）
- (2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室）

3 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告
  - ① 3月25日 上高田小学校・新井小学校閉校式
- (2) 事務局報告

- ①中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について（指導室）
- ②教育長の臨時代理による事務処理について（指導室）
- ③新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意した春季休業日及び新年度における区立学校・幼稚園の対応について（指導室、学校教育課）
- ④教育長の臨時代理による事務処理について（学校教育課）
- ⑤「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」について（子ども特別支援課）
- ⑥中野区基本計画の策定に係る検討状況について（企画課）
- ⑦今後の主な区有施設の配置の考え方について（企画課）
- ⑧施設使用料の見直しの考え方について（財政課）

## ○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

<議決事件>

入野教育長

それでは日程に入ります。

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 17 号議案「中野区の保幼小中連携教育」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第 17 号議案「中野区の保幼小中連携教育」について補足説明させていただきます。

この議案を上程する理由は、中野区教育ビジョン（第 3 次）に示す 15 年間の学びの連続性を重視した中野区の保幼小中連携教育を展開していくに当たり、その目的やめざす姿、取組等を計画し、令和 2 年度から区内の保育所、保育施設、幼稚園、小中学校において推進していく必要があるためでございます。

本件につきましては、前回のご協議の際にいただいたご意見を受け、一部修正させていただきました。

修正箇所は 4 カ所で、具体的には、まず一人ひとりの個性や特性に応じた教育を目指すことが大切というご意見を受けて、本編 4 ページ、中ほどの 6、「保幼小中連携教育の目的」の一つ目の 2 行目に「一人ひとりの個性を生かしながら」という文言をつけ加えさせていただきました。

あとの 3 カ所は、各ブロックの課題を効率よく吸い上げる仕組みをつくるべきとご意見を受けたものに対応するものでございます。

本編 20 ページ、「保幼小連絡協議会」の 3、実施回数・実施内容の二つ目の最後が単に「テーマを決めて話し合う」となっていたところを、「各ブロックの課題を明らかにし、

解決策について話し合う。各ブロックで話し合った内容については、保幼小中連携教育検討委員会へ報告する」と改めました。

続きまして、本編 21 ページ、「小中連携教育協議会」の 4、留意点に(6)として、「各中学校区で話し合った内容については、保幼小中連携教育検討委員会へ報告する」と追加いたしました。

本編 26 ページ、「4つの視点に着目した保幼小中『カリキュラム連携研究』」の 2、導入期の取組、(1)設置する委員会のア、保幼小中連携教育検討委員会の中で、保幼小中連携協議会及び小中連携教育協議会からの報告や、イにおける 4 分科会からの報告を受け、充実期以降の取組について検討し、今後の方向性について総括すると改めさせていただきました。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。

一昨年でしたか、研究会の折に、東京都の教育庁からいらっしゃった方から、やはり中野の保幼小中連携は非常に進んでいるという話を伺って、いろいろな現場を視察したときもそういうことを感じる場所ですけれども、ぜひこれがまたいい形で進んでいければと思います。

一つ、質問というよりも教えていただきたいのですが、現場の実際に保幼小中連携に取り組まれている先生方から、具体的にどんなふうな、「こういうところがよかったのだよ」とかいう声が上がっていたら、少し紹介していただければと思います。

指導室長

まず、小中連携の件でございますけれども、小中でもお互いの、教員同士の相互理解ができたことによって、接続が非常にスムーズになった。その結果、特に中学校のほうなのですけれども、学校が落ちついてきたという声を受けております。本当にここ数年、中学校が非常に落ちついた感じで、それが実現できているという声を伺います。

それから、保幼小連携教育のほうにつきましては、やはりそこで保幼小の接続を重視して、スタートカリキュラムやアプローチカリキュラム等、共同で考えたことによって、小 1 になったときにさまざまな適応、不適応を起こすことが減ってきてよかったという点と、

それから中野区の場合、私立の保育園や幼稚園も多いのですが、そういうところとも非常に意思疎通が図りやすくなったという、そのようなご意見をいただいているところでございます。

#### 渡邊委員

連携教育においては、中野区は特徴ある教育として保幼小中連携教育を今まで打ち出してきて、それを実現できているのではないかなと思っています。

そういった意味では、皆様方の努力が非常に報われているなという思いもありますが、この今回の新しい連携教育を、一部変更して、これを何年間の目標とするのか、達成の目標としてずっとこれが続くのかという、そのあたりの明言がちょっとないのですけれども、これはどの程度お考えになっているのでしょうか。

#### 指導室長

本編の11ページのところにスケジュールを書かせていただいておりますが、全部で今回の計画期間、5年間でございます。導入期2年間、充実期2年間、そして総括1年ということで進めさせていただきたいと思っております。

#### 渡邊委員

前は7年間だったのかなと思っているのですけれども、確かにこの最初のところに書いてある2年、2年、1年、5年で何ができるかと言われるとなかなか難しいところもあるのですけれども、以前から小林委員もお話ししているように、やはりこここの出だしのところにグローバル化、高度情報化、人工知能の飛躍的発達とか、いろいろなことで世の中が変わるスピードがものすごく速くなっている。そして、今回は一人ひとりの個性も生かしていこうという文言も加えた。そうすると、学校も今までどおりのやり方というのではなくて、極端な話を言うと、一つの学校というような考え方とか、新たな考え方を本当に打ち出していく、考えていく時期にも来ているのかなと。ただ、この連携を連続と言ってしまったほうが、連続であれば連携は必要ないわけで、それぐらいの踏み込んだ考え方というの、これから多少生まれてきてもいいのかなと。そういったものも検証しつつ、新たな時代を考えていくということが必要なのかなと若干思いましたので、これは私の個人的なご意見として述べさせていただきます。

#### 小林委員

先ほど室長から訂正をした箇所ということで説明がございました。

4ページのところで、目的は一人ひとりの個性を生かしながらということなのですが、

もう再三私も申し上げてきていますが、この個性というのは人と変わっているとかそういうことではなくて、その子のよいところ、特性を伸ばしていくということだと思います。

そういう点では、今後教育委員会として、それぞれ子どもに個性があるように、それぞれ連携する学校群というか、グループごとにも個性があるような、そういう指導をしていくことが重要ななと思っています。

それから、細かいことで恐縮ですが、27 ページに、今回新たに「心の教育」と「特別支援教育」の分科会が連携教育の中に位置づけられて、27 ページに具体的なことが、その概要が書かれておりますけれども、大変これはいいことだと思います。

ただ、心の教育が「(道徳)」となっていることなのですが、これは決して間違いではなく、心の教育を担うのはかなり道徳教育のウエートは高いものの、やはり心の教育はイコール道徳教育ではなくて、道徳教育はかなり主体的なものを担うものの、例えば体験活動を通して心を培っていくということもあるわけで、あまり道徳教育に特化するような、そういう方向に持っていくのはいかがなものかなと思っています。これは道徳教育を軽視するとかそういうことではなくて、重視するとともに、心の教育はやはり道徳教育だけに押し込めるのではなくて、体験活動、その他さまざまな教育活動の中で行っていくということをしっかりこの委員会の中で共通理解を図っていただきたいなと思っています。

同様に、特別支援教育のユニバーサルデザインについても、ユニバーサルデザインを実現すれば全て特別支援教育がかなうのかという、そういうような方向ではなく、ぜひその辺のうまいかじ取りを、今後、この研究を進めていく上で、リードしていただければありがたいと思っています。

以上です。

入野教育長

ほかにご発言はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 17 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長



ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

いただきましたご意見につきましては、今後これをもとに進めていく中で、生かしてまいりますと思います。ありがとうございました。

次に、議決事件の第2、第18号議案「中野区いじめ防止基本方針」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第18号議案「中野区いじめ防止基本方針」の改定について補足説明させていただきます。

改定の理由は、国の平成29年3月におけるいじめ防止等のための基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定並びに、平成29年2月における都のいじめ総合対策（第2次）の策定を踏まえるとともに、今般の情報化を初めとした社会状況や児童・生徒等や学校事情に応じた内容となるよう、これまでの中野区いじめ防止基本方針を改定する必要があると考えたためでございます。

本件につきましては、前回のご協議の際にいただいたご意見を受け、一部修正させていただきます。

主な修正箇所は5カ所でございます。そのうち4カ所は、今後の変更等に備え、固有名詞の使用をやめるもの。もう1カ所は図の番号の修正でございます。

具体的には、本編5ページ、中ほどの5の(1)のア、相談体制の整備。2行目にあった「子ども110番」を削除して、単に「電話相談」としたこと。同3行目にあった「心の教室相談員」を削除し「スクールカウンセラー等」としたこと。

次に、本編6ページ、中ほどにございますカ、情報モラル教育の推進。その5行目にあった「SNS家庭ルール等」を「家庭における携帯電話等の利用に関するルール」と改めたこと。

次に、本編10ページ、中ほどからやや下になりますが、下から三つ目のポイント、2行目にあった「ファミリーeルール」を削除し、「保護者参加型の情報安全教室等」としたことなどでございます。

最後に、本編16ページの図でございますが、これまでは早期対応を③、重大事態への対処を③のダッシュとしておりましたけれども、重大事態への対処は決してダッシュではなく大きな項目と思いましたので、④とさせていただきます。

このほか、表記の問題でございますが、「等」と「など」などの使い方について精査し、

書き直させていただきました。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

5 ページのところ、防止に関する取組のところのその次のページですか、保護者との連携というような部分があって、今の説明の中でもところどころ保護者と情報を共有していくという話が出ていましたけれども、学校ではアンケート等で年に何回も、初期の段階のいじめとか、そういったものを早期に発見して対応していくという取組をずっとしてきていると思いますけれども、保護者の方が早期に気づくということも、非常に今後大事なことかなと思います。その辺は今後どういうふうに取り組んでいくのか、今、何か具体的なものがあれば教えていただきたいと。重篤な事例なら、もちろん保護者の方も気がついていろいろな情報発信をされると思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

指導室長

これまでもアンケートなどを年3回行っているところがございますが、その際には保護者のほうにこのようなことをやっているのも、もしご家庭でもお気づきのことがあったらということ、その機を捉えて申し伝えているところがございます。

それから、特に小学校1年生などは、家庭で保護者が子どもの声を聞きながらそのアンケートに答えていくという方法をとっております。

それ以外には、日常で絶えず学校のほうでいろいろ啓発をしていただいたり、保護者会などの折に、こういうことに力を入れているということもお話しいただいていますし、特に、今年は今いろいろ忙しいところなのですけれども、年度の最初にこのいじめのことにつきましては、何かあったら必ず学校のほうにということを知っているところがございます。

それとは別に、ここにも書かせていただいておりますが、いじめ防止研修会、ほかの区ですと教員だけで終わってしまうことが多いのですが、必ず1回は保護者も参加するような形で、そこに例えば講師として弁護士さんとか、そういう方に来ていただいて啓発して、とにかく学校との連携が必要ですから、学校と連携をとってくださいと、そういうことをおっしゃっていただいているところがございます。

田中委員

保護者の方が気づいたときに、学校等に相談したり、ささいなことでも相談できるような雰囲気づくりもぜひお願いしたいと思います。

#### 渡邊委員

今、新型コロナウイルスの話が出ていて、多く広がった病院、東京ではないのですけれども、そういった病院の職員とかそういう人たちも、ちょっと差別的扱いを受けているというようなうわさ話がある。実際に確認できたわけではないのですけれども、そういうことがあると。

今回、4月から学校が始まる。そして、コロナウイルスにかかるようなご家庭も出てきた場合、これがやはりどうしてもみんな怖いから避けたい、仲間に近づかない、何らかの形の無視だとか、仲間外れだとか、そういった差別的な行動が必ず出てくると予想されるのではないかなと思っています。

そういった意味では、学校が始まるときに、もう一度このいじめ防止基本方針を教員、その他等にしっかり、「これをいつか見ておいてね」ではなくて、しっかりと始まるときに、必ず新任の教員もいらっしゃると思うので、周知徹底と確認、それをしていただきたいなど。

本当に今まで経験のない、SNSで何か中傷というのではなくて、学校全体、クラス全体での差別的なことが起こり得る可能性がありますし、病気も怖いですが、そういったモラルハザードというか、それも大変危惧しておりますので、ぜひこういうものができ上がったときに徹底して周知、そして確認をしていただくと。それを新学期が始まったらすぐやっていただきたいなどということ。これも要望になりますけれども、ぜひよろしくお願いたします。

#### 小林委員

全体を通して、冒頭にあるとおり、社会全体に関する国民的課題であると言い放っている部分はまさにそのとおりで、かつその中に、いじめは重大な人権侵害であるということも明確に記されていますので、やはりこのことを徹底する必要がある。

そういう点では、10ページに書いているように、ちょうど真ん中に教職員の人権感覚を磨くというそういう文言もあります。この人権感覚が残念ながら、誰にでもあるのですが、これは時間の経過とともに摩耗するものでありますので、常に研修やさまざまな指導、そのほかで、教員も児童・生徒にもチャージしていくような、そういうような指導のあり方が問われると思いますので、ぜひその辺のところを進めていただければと思います。

それから、先ほどとかぶるのですが、3ページの中ごろに、全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進すると。これはもう全くそのとおりで、道徳教育というのは、全教育活動を通して行う道徳教育という意味なのですが、時にこれが道徳の時間だけやればいいたろふみたいな、そういう狭い考えにとらわれがちですので、いじめ防止対策推進法の第15条も、いじめの防止のためには道徳教育を初めとして、体験活動等もしっかり取り組むという文言がありますので、そういったところも押さえて、これは絵に描いた餅にならないように、学校が具体的に動けるように指導していただければありがたいなと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第18号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

いただきましたご意見につきましては、今回改定をしました来年度初めだけでなく、繰り返ししっかりと学校現場にも周知、確認、そして実践に結びつくようにしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

次に、議決事件の第3、第19号議案「中野区立教育センター処務規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第19号議案「中野区立教育センター処務規則の一部改正」について補足説明させていただきます。

改正する規則は、今申し上げましたとおりに、中野区立教育センター処務規則でございます。

改正内容といたしましては、教育センターの機能強化や、2年後に教育センターが、新

設される（仮称）総合子どもセンターに移転することなどを見越し、これまで指導室長が兼務することが前提であった教育センター所長を別紙の下線部のように「指導室長の命を受けて、所属職員を指揮監督する」として、別の職員を充てることができるようにするものでございます。

この施行期日は令和2年4月1日といたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第19号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第4、第20号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案をお願いいたします。

指導室長

第20号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正」について補足説明させていただきます。

改正の趣旨といたしましては、会計年度任用職員制度の導入等による都の講師制度等の見直しに伴い、規則整備を行う必要があるためでございます。

主な改正内容といたしましては、都の時間講師、日勤講師等の会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する事務を教育長に委任することと、会計年度任用職員制度の導入等により、都条例が改正され、引用している都条例の名称、条項等の改正に伴う規定を整備する必要があるためでございます。

この施行期日は令和2年4月1日でございます。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いをいたします。

田中委員

これは会計年度任用職員制度の導入に伴って、待遇が変わるということではないですか。こういう制度を取り入れたことによって、かかわる部分を変更したということなのでしょうか。

指導室長

おおむねそのとおりでございます。会計年度任用職員の制度が今度の4月からスタートしますので、いろいろ任用の方法等が変わりますので、それに伴って、会計年度任用職員に対して期末手当を教育長が支給できるようにするという、そういう整備を行ったということでございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第20号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第5、第21号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案をお願いいたします。

指導室長

それでは、第21号議案について補足説明をさせていただきます。

改正の趣旨といたしましては、先般、教育委員会の議決を得て公布いたしました中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、規定を改める必要があるためでございます。

主な内容といたしましては、幼稚園教育職員や小中学校の任期付短時間勤務教員が、い

わゆる産育休や病気休暇を取得した際に、その代替として臨時的に任用される職員の年次有給休暇の付与方法について、臨時的任用から引き続いて臨時的任用された場合につき、年次有給休暇を引き継げる規定をご承認いただいたところでございますけれども、今回は、継続する任用期間が結果として1年を超える場合にも、同じ対応ができるように規定を改めるものでございます。

この施行期日は公布の日とさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

それではただいま上程中の議案につきまして、質疑ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第21号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の第6、第22号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

第22号議案について補足説明させていただきます。

改正する規則は、中野区立幼稚園教育職員と中野区立小中学校任期付短時間勤務教員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則でございます。

改正の理由は、幼稚園教育職員と任期付短時間勤務教員の業務量の適切な管理等について規定するとともに、休暇等の申請に係る規定を整備する必要があるためでございます。

改正内容といたしましては、当該教員の業務量の適切な管理等についての規定として、別紙にございますとおり、当該教員が業務を行っている時間として把握できる在校時間から、所定の勤務時間等を差し引いた時間、いわゆる残業時間等と言われているものでござ

いますが、その上限を1カ月45時間、1年間で360時間とします。繁忙月につきましては1カ月100時間未満、1年で720時間といたしますが、当該月前の連続する1カ月から5カ月につきましては、当該月を含めた期間の平均の上限は80時間、また40時間を超えて業務を行える月数は6カ月以内とさせていただきます。これは国の指針に合わせたものでございます。

休暇等の申請に係る規定の整備につきましては、昨年度行われました区の庶務事務システムの入替えに伴い、当該教員の休暇等の申請につきましては、原則、同システムを用いて行うようにさせていただきたいと思っております。

この施行期日は令和2年4月1日といたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思っております。

ただいま上程中の第22号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で議決事件の審議が終了いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続いて、協議事項に入ります。

それでは、協議事項の1番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

指導室長

「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、補足説明させていただきます。

これは、中野区教育委員会の権限に属する臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に



基づき、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示する理由といたしましては、小中学校の都費負担の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置につき、東京都では関連条例に必要な規定を設ける旨の改正議案を令和2年の都議会第1回定例会に付議することとなっております。都の改正条例の施行が令和2年4月1日に予定されていることから、この規則の一部改正手続につきましては、改正条例が都議会において議決、公布された後、速やかに行う必要があるため、本件事務処理について、教育長が臨時代理することを教育委員会としてあらかじめ指示するものでございます。

都の改正条例を受けて、中野区立学校の管理運営に関する規則に明記する勤務時間の上限に関する基準につきましては、先ほどの幼稚園教育職員、任期付短時間勤務教員と同様、国の指針にある基準に準じて規定することとなります。

この規則の施行は令和2年4月1日とさせていただきます。

今後は3月下旬に都の改正条例が議決され次第、教育長の臨時代理による事務処理を行います。

また、このことにつきましては、次回4月3日の教育委員会定例会において報告いたします。

私からの説明は以上です。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいま報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正に係る教育長の臨時代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたしたいと思っております。

次に、協議事項の2番目「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご報告をお願いいたします。

指導室長

教育長の臨時代理による事務処理の指示について、補足説明させていただきます。

これは中野区教育委員会の権限に属する臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示する内容といたしましては、中野区立幼稚園教育職員と小中学校の任期付短時間勤務教員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続についてでございます。

ともに労働基準法の改正に伴い、賃金請求権の消滅時効が2年から5年、当分の間3年に延長されることにより、賃金台帳の保管期限も3年から5年、当分の間は3年となりますが、延長されるためでございます。中野区もこれに倣う必要があるためでございます。

指示する理由といたしましては、本来、この規則の改正手続に当たって、国会での法案成立後、特別区人事委員会の承認を得た上で規則の一部改正の議決を行う必要があります。本件におきましては、国会での法案議決時期が不確定であり、議決後、速やかに規則の改正を行う必要があるため、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示するものでございます。

今後は、この3月下旬の国会での労働基準法の改正が決まり次第、議決された後、一部改正規則について人事委員会の承認を受けた上で、規則制定の手続を行います。

また、このことにつきましては、次回4月3日の教育委員会定例会においてご報告いたします。

私からの説明は以上です。ご協議のほど、よろしく申し上げます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

田中委員

これは、事務処理の指示はいいと思うのですがけれども、一つ教えていただきたいのですが、この労働基準法がこういうふうに改正されるというのは、その意図というのはどこにあるのか教えていただければと。

指導室長

さまざまな理由から、今申し上げましたとおりに、賃金請求権の消滅時効が今の状態では短い、労働者の権利が十分確保できないということで、それを今2年しかありませんので、それを5年に延ばしていこうという、そういう趣旨だと認識してございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部改正に係る教育長の臨時代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

続きまして、報告事項に入ります。

まず、教育長及び委員活動報告活動報告をいたします。

事務局から一括でご報告願います。

子ども・教育政策課長

3月25日水曜日、上高田小学校、新井小学校の閉校式が、それぞれ上高田小学校と新井小学校で行われまして、入野教育長が参加されました。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

各委員から補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

では、私のほうから。今報告がありましたように、3月25日、上高田小学校と新井小学校の閉校式。このコロナウイルスの関係で、両校とも体育館には5年生の児童のみが間をあけて、換気をよくして参加するという形で行いました。ほかの学年は全員教室におりまして、校長先生の挨拶は放送で聞くという状況で、私のほうは校旗の返納だけを受けてまいりました。肅々と子どもたちの気持ちを考えながら進められたかなと思っております。学校にも感謝するとともに、ここまでご協力いただきました皆様にも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、ご発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、平成30年度の管理及び執行状況についてご報告いたし

ます。

規則で、中野区教育委員会の権限に属する事務が教育長に委任されてございますが、教育長は委任された事務のうち、第5条に規定されているものについて、前年度の管理及び執行状況を毎年度教育委員会に報告しなければならないことになってございます。

具体的には別紙に示させていただいたとおりでございますが、概要といたしましては、1の区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務では、(1)といたしまして、初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施が報告されてございます。

2の東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務といたしましては、(1)といたしまして、区立小中学校に置かれる主幹教諭以外の主任等を命ずること。この人数は、主幹教諭は入っておりませんので、そのため人数は少ないことになっております。

それから、(2)といたしまして、区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関する事。これは、該当はございませんでした。

(3)といたしまして、初任者研修の実施に関する事。30年度は正規が33名、期限付が12名、10回の実施ということでございます。

(4)といたしましては、中堅教諭等資質向上研修の実施に関する事。23名の教員が出席してございます。

(5)といたしましては、新規採用養護教諭1名と新規採用栄養教諭、こちら0名でございましたが、に対する研修の実施に関する事。

(6)といたしましては、新任教務主任研修及び主幹研修の実施に関する事。これについては71名が参加してございます。

(7)といたしまして、非常勤講師の任免に関する事。ただし、講師条例に基づく講師は除きますが、これに関しては該当者がございませんでした。

(8)といたしましては、区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事について状況が記載されてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

指導室長

令和2年3月13日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、別紙のとおり、臨時代理による事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づきご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

ご指示により改正いたしましたのは、幼稚園教育職員と小中学校の任期付短時間勤務教員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則でございます。

3月16日の特別区人事委員会の承認を受け、18日に教育長の臨時代理による規則の一部改正を決定いたしました。このことは19日に公布されました。

改正の内容は、前回ご確認させていただきましたとおりに、幼稚園教諭でも任期付短時間勤務教員でも、感染症の予防等に関する法律及びそれに基づく政令等による就業制限や、感染防止のための協力、または検疫法による停留も給与の減額を免除することのできる基準に加えたことでございます。

この規則の施行は公布の日とし、適用は3月2日とさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了といたします。

次に、事務局報告の3番目「新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意した春季休業日及び新年度における区立学校・幼稚園の対応について」、及び事務局報告の4番目「教育長の臨時代理による事務処理について」は関連する内容ですので、引き続き報告を受けた後、まとめて質疑、ご発言等をお願いいたします。

それでは事務局から報告をお願いいたします。

指導室長

それでは本件について補足説明させていただきます。

まず、資料がございますとおりに、1の春季休業日における学校等の対応につきまして

は、関係感染症の感染防止に十分配慮した上で、通常の長期休業日に準じた対応を行うこととさせていただきます。

そこにございますとおり、預かり保育、学童保育、校庭開放等は実施させていただき、部活動に関しましては、密集や接触を避けるなど、感染防止の対策を講じた上で、校庭で活動する部活動のみ実施ができることとさせていただきます。

なお、ここには書いてございませんが、土日の活動は自粛ということにさせていただきます。

そのほか、さまざまなここに書いてございますような施設、キッズ・プラザや児童館等につきましては、時間を区切って学年別に対応しているところでございます。

2番目の4月の始業式、入学式・入園式につきましては、規模及び時間を短縮して実施することとさせていただきます。

ただし、今後何らかの変更をする必要がある場合には、まずは来週月曜日に判断をさせていただきます。

始業式につきましては4月6日実施。これは学年の最初の登校日ということになりますが、登校時間は通常の登校・登園時間とさせていただきます。小学校の場合ですと、その後すぐに入学式になりますので、校庭で連絡をした後、すぐに下校ということになります。中学校も連絡等が中心で、あまり長い時間やらずに、関係生徒等への指導はあるところではございますけれども、入学式は次の日にありますので、その準備等も少しあるかもしれませんが、速やかに下校ということにさせていただきます。

入学式・入園式につきましては、期日はここに書いてありますとおり、小学校が4月6日、中学校が4月7日、幼稚園は4月8日となっております。

参列者は卒業式同様、まずは入学・入園する児童・生徒、幼児とその家族2名までとさせていただきます。卒業式と同じように来賓は参加せず、在校生につきましては、原則として式には参加いたしません。参列する場合は、代表の言葉を述べる児童・生徒のみとするなど、最小限の人数とさせていただきます。

ちなみに、卒業式につきましても、これと同様に行っておりまして、歌の場合にはマスク着用、それから在校生は代表生徒のみ、それから卒業証書も学校によりましては代表生徒のみがもらったり、さらに教育委員会の挨拶は全て掲示とそれから配付ということで対応させていただきまして、入学式・入園式も同様の扱いとさせていただきます、校長先生のお話や代表生徒の話、そして、新入生の呼名程度にさせていただければと思っております。

4月7日以降の対応につきましては、現時点ではこの週につきましては、給食なしの午前授業とする。幼稚園につきましてもお弁当なしの午前保育とさせていただきたいと思っております。給食につきましては、その翌週からの提供を予定してございますけれども、関係感染症の状況を見極めて、これも来週の月曜日に判断させていただければと思っております。

また、状況がさらにその後急変した場合につきましては、4月3日にもまた改めて判断をさせていただければと思っております。

さらに、4番目、宿泊行事・遠足等につきましては、4月に予定されておりました中学校の山中湖移動教室は中止とさせていただきます。

それから、4月のそのほかの遠足・校外学習につきましては、それぞれの学校の判断で中止または5月以降の適切な時期に延期させていただければと思っております。

それ以外の5月以降につきましては、また状況を見極めなければなりませんので、その都度判断をさせていただければと思います。

私からは以上でございます。

入野教育長

引き続き、事務局報告の4番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

令和2年3月13日の定例会におきまして、指示のございました教育長の臨時代理による事務処理についてご報告いたします。

指示の内容は、令和2年4月6日以降の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

事務処理の結果でございます。令和2年3月24日付で、文部科学省から「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」に鑑み、令和2年4月6日以降の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定は行いませんでした。

よって、教育長の臨時代理による事務処理についても行いませんでした。

報告は以上です。

入野教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたし

ます。

小林委員

これは最初のほうの対応についてということも含めてでよろしいですね。

今非常に厳しい状況の中で、この判断は大変難しい状況があらうかと思えます。この中にも書いてあるように、状況が急変して、また判断をし直すということが今後あり得ると思えますので、ぜひ柔軟に、まず第一に優先すべきことは、やはり子どもたちの安全、それから教職員の安全も含めて、ぜひ柔軟な対応をとります。

1点、宿泊行事の件は、もうこれは仕方がないことだと思うのですが、遠足と校外学習については学校の判断ということなのですが、これについてはいろいろな考え方があると思うのですが、この辺は学校の判断で果たしていいのか、ある程度教育委員会がイニシアチブをとって、厳しい規制はともかくとしても、教育委員会としてはこれが望ましいという方向性を示したほうがいいのか、こちら辺は学校長も学校運営上非常に苦慮するところかと思えますので、少し考えたほうがいいのかなどは、個人的には思っておりますけれども。

指導室長

学校にこのことについてご相談したところ、大部分のところはぜひ延期したいということ考えているのですが、なぜ中止のところを入れさせていただいたかと申しますと、学校の運営上、ほかの行事との関係でなかなか延期が難しい場合もあるというご意見を受けましたので、このような記載にさせていただいたところでございます。

渡邊委員

この時期にいろいろとご判断いただきまして、今回の判断について、特に意見はありませんけれども、コロナウイルスに関しては生命に関わる非常に重大な事件であることは間違いない。それで、私たち教育委員会としては、児童の健康、そして命、そして生活を最優先に考えた対応ということを確認に打ち出さなければいけないと思えます。

それで当然、学校、今回の休校措置をしたその意味が何にあるのかということを考えていただければ、いろいろなニュース等でも大変不幸な事例が出ていたりしていますので、そういったことをもう一度、教員も学校にかかわる全ての人間が認識をもう一度新たにして、そして、国や都とかの指示を仰ぐだけではなく、中野区だけでも独自にスピード感を持って対応しなければいけないかなと思っております。都に聞いてみて、返事が来ないからしないとかという、そういうことが決してあってはいけなくて、そして、やらなくて批判



されるよりはやり過ぎて批判されるべきかなと。予測される事実がもし起こって、命に関わるがあった場合には、私たちとしては責任をとることができないので、責任をとりますなんていう安易な言葉を申し上げてもいけないのかなと考えております。そういう意味では、英断をもって、学校を休むとか中止するということは、大した問題ではない。

そういうことを考えると、学校判断というの、今小林委員が言っていたように、誰かに責任を押しつけるような判断というのは難しい時期にあるのかな。それで、少なくとも5月以降というのは、趨勢から考えれば5月に終息するはずがなくて、それを考えれば、夏のオリンピックは延期という形になったわけですから、やはり2学期以降というぐらいのスパンでものを考えないと、「ちょっとそれは中野区、やり過ぎだよ」といっても、5月に予定してできなかつたら中止にしてしまうという、そういう考えもありますけれども。ただ、やはりその計画というの、ちょっと安易かなと思います。

ですから、この趨勢を見て、オリンピックというビッグイベントだからやめられたのではなくて、やはり夏に終息は難しいと判断したわけですから、私たちもその判断にのっとって、1学期に関しては、慎重に取り扱ったほうがよろしいかなと思っております。それで、それをどこで取り返すかというのは後の話で、取り返せる状況にあるかどうかというのも到底想定できないので、思っている以上に状況は悪くなっていくのではないかなと。実際にみんな肌で感じていると思うので、やはり教育委員会が責任を持って中野区の子どもたちの安全と健康と命を守る必要があるのだろうなと正直感じておりますので、本当にスピード感と緊張感を持って対応していただきたいなと思っております。

これは私の個人的な意見ですけれども、よろしく願いいたします。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

非常に教育委員会としても、この判断には苦勞するところでございまして、事務局といたしましても教育委員の皆さまからのご意見もいただきまして、できるだけ迅速にということを考えて、比較的小まめに判断日を設定はしているところでございますので、ご意見を十分生かして今後も判断してまいりたいと思います。

5月に入りますと、移動教室ですとか修学旅行ですとか、運動会ですとかの問題も始まってまいりますので、判断はしてまいりたいと思います。

それでは本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の5番目「『中野区立小中学校における特別支援教育推進のための

方針』について」の報告をお願いいたします。

子ども特別支援課長

「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」につきましてご報告させていただきます。

本件につきましては、3月13日の本定例会におきまして、案としてご報告させていただいたものでございますが、今後の特別支援教育の推進の方向につきまして、これまでさまざまな形でそれぞれの部分について出されてきたものをわかりやすく一つにまとめたものでございます。案としてご報告させていただいた際にご意見をいただきましたので、その内容を踏まえまして、加筆修正いたしましたので、改めてご報告させていただくものでございます。

内容につきましては資料のとおりでございますけれども、修正部分でございますが、本編のところ、1ページのほうをご覧くださいまして、「はじめに」のところでございます。

「はじめに」のところの6行目のところに、「中野区においても、『一人ひとりすべての可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む』という教育理念のもと、互いに思いやり、助け合い、支え合うことの大切さを学ぶことで自他の生命や人権を尊重する社会の担い手の育成を行っている」という一文を挿入させていただきました。前回、案としてお示しさせていただいたところからの変更点でございます。

今後、この内容につきまして、学校へ送付するとともに、校長会などで説明いたしまして、学校への周知を図ってまいりたいと考えております。

私からのご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

田中委員

いい指針ができたのではないかと思いますのですけれども、今、校長会で校長先生方に周知を図るということがありましたけれども、校長先生が持ち帰って、学校の中でどんなふうにしてその周知をするということについては、こちらから何か指示をするような予定は特にはないのでしょうか。

子ども特別支援課長

学校に送付するときの送付状に、そのように学校内で周知を図っていただくようなことをお願いする内容も予定してございますし、校長会でもそのところは重ねてご説明した

いと思っております。

田中委員

この「はじめに」の中にもありましたけれども、かかわらない一般の方、一般の教員なり生徒たちがこのことについて理解するという事は非常に大事だと思うので、ぜひその部分もよく周知をしっかりとお願いできればと思います。

子ども特別支援課長

特別支援教育は全ての学校において行うことになってございます。各学校で特別支援教育コーディネーターの先生が中心となって、研修等を行っておりますので、そういったところで各学校に周知を図っていただくようお願いしたいと思っております。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の6番目「中野区基本計画の策定に係る検討状況について」です。

本日は企画課基本構想担当課長の永見課長にご出席をいただいております。

それでは報告をお願いいたします。

基本構想担当課長

それでは、中野区基本計画の策定に係る検討状況についてご報告をさせていただきます。

区では現在新しい基本計画の策定に向けて検討を進めているところでございます。

基本構想の検討素案ということで以前ご報告させていただきましたが、そこにおいて描かれている「10年後に目指すまちの姿」ごとに、施策ということで体系化を現在行っているところでございまして、先日の教育委員会におきまして、主な課題というところまでご報告をさせていただいたところでございます。今回につきましては、その主な課題を受けまして、取組の方向性というものでまとめたものをご報告させていただくものでございます。

別紙をご覧くださいいただければと思います。

別紙の2ページ目でございますけれども、こちらが「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」ということで、子どもに関する前置きになってございます。左側の列が基本構想の検討素案に描かれているまちの姿ということで、5項目に分かれてございます。真ん中の列につきましては、そのまちの姿の実現に向けた主な課題ということで、それぞれに対応した形で書かれてございまして、若干修正が入ってはございますけれども、以前

教育委員会でご報告した内容がもとになっているものでございます。右端の主な取組の方向性、こちらが今回初めてご報告をさせていただく内容でございます。

それぞれ項目ごとにございまして、上の「子どもの命と権利を守ります」というところでは、子どもの権利の理解促進やさまざまな子どもへ支援の充実など4項目挙げさせていただいております。

二つ目の「社会の変化に対応した質の高い教育を実現します」というところでは、子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実、また人権課題に対応した教育の充実等々、7項目に分けて方向性を書かせていただいております。

三つ目の「まち全体の子育ての力を高めます」につきましては、地域の育成団体の支援等、5項目を記載しております。

四つ目「子育て世帯が住み続けたくなるまちをつくります」ということで、子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の整備推進等三つ書いてございます。

最後、「若者のチャレンジを支援します」というところで、若者の可能性を引き出す取組の充実等3項目ということで挙げさせていただいております。

こちらに記載している項目でございますが、計画ができ上がった際には施策の名称というところで考えてございまして、この下に具体的な取組がそれぞれいくつかぶら下がるような形で想定をしているものでございます。

資料については以上でございまして、この計画については来年3月の策定を目指して検討を進めていくということでございます。

なお、基本構想の検討素案に関して、区民の意見交換会の実施を予定していたものでございますけれども、全8回予定していたうち7回につきまして、新型コロナウイルスの拡大防止のために中止に至っているということで、対応について現在検討中ということでございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

田中委員

この一番上の「子どもの命と権利を守ります」のところで、多分権利の中に子どもがそれぞれ健やかに育つ権利というのは含まれていると思うのですが、この主な活動の方向性の中に、健やかに育つというのは心も体もという部分があるのでしょうかけれども、

健康教育的な内容というのが含まれていないような気がするのです。あるいはまた別の、ほかのところにそういったものが含まれているのでしょうか。

基本構想担当課長

健康に関しては、現在の想定ですけれども、次のページ、3ページに最後の項目ということで、「生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくります」という項目がございます。この中で「10年後に目指すまちの姿」で、子どもから高齢者までということで書かれてございますので、現在のところこの中に記載をするということで予定をしております。

田中委員

ぜひ盛り込んでいただければと思いますけれども、環境づくりとともに健康教育というのでしょうか、子どもがそういう意識を持って環境を利用できるというか、そういった部分もぜひ組み入れていただければと思います。

小林委員

今の田中委員の指摘は、私も同じことをこの箇所を考えていました。

主な取組の方向性の中に福祉の視点は強調されているけれども、教育の視点が欠落しているということで、健康教育、今指摘のあったとおり、それから生き方教育、場合によっては道德教育とか、心の教育とか、そういうものが、ここにはいじめとか不登校とかひきこもり等への対応ということであるわけですので、そういう教育の視点が一つでも入っていないと、具体性がないと思いますので、ぜひこの辺は再考していただけるとありがたいなと思います。

渡邊委員

今、この時期に感染症がはやった。そしてこの感染症に対する知識というのは健康教育そのものであると思います。よく手を洗うとか、そういうものをみんなが知っているから、日本は広がり世界よりもおさえられているので、一つの教育として、そういったものをやはり明記していかなければいけないなというのと、ほかの委員にも言っていただいたので、厳しい意見を言わせていただきますと、基本構想自体は今、既に中野区にはあるわけで、新型コロナウイルスの影響で今後区民の意見聴取もできない状況下で、3月までにまとめていくことのほうが本当に重要なのかなと。

教育委員会としては、今教育の現場が非常に混乱していて、そういった状況に対して、一番の指揮者である区長が、基本構想は重要でないと言っているわけではないのですけれども、今取り組むべき緊急事態があるにも関わらず、そういったところに人数だとか、人

を派遣するとか、3月までに決めるのだとか、厳しい言い方をすると、やはりもうちょっとこちらのほうに目を向けていただきたいなど。

教育委員会もかなり厳しい状況に置かれているのではないかなと思っておりますので、こういったことと、本当に今の現状とをてんびんにかけていただきたいなという気はいたします。

以上です。

小林委員

前々からお話ししているように、(2)の2番目の「社会の変化に対応した質の高い教育を実現します」ということで、非常に大事なことですし、決して今これから私が言うような狭い見方ではないと思うのですが、この「10年後に目指すまちの姿」を見ていきますと、「地域と連携、協働することで、特色のある教育が生まれています。」というので、地域と連携、協働は非常に大事なことであって、決して否定するものではなく、当然やるべきことだと思います。

特に具体的には学校運営の中で、学校運営協議会だとかいろいろな形の中で、地域に開かれた学校運営が今現実に行われているわけですので、それはそれでいいのですが、この文言ですと、狭い見方をしますと、学校の特色ある教育は地域と連携すればいいのだという、そういう短絡的な思考に陥ってしまうのですね、この表現はね。ですから、「することで」ではなくて、「することとともに」とか、それは大事ですよ。それを大事にしながら、学校は特色のある教育を展開しなさいと。ですから、場合によっては、地域などの枠を超えて、もっとメジャーな形でさまざまなところと連携をしながら特色を出す学校があってもいいし、本当に地域に特化した特色を出す学校もあってもいいし。これですと、中野の教育は地域と連携することが特色であるという、結局今やっていることから発展性のない状況に陥りがちな文言である。というか、誤解を受けるような書き方なので、決してそれを意図してはいないと思いますので、ぜひこの文章表現をしっかりと変えて、学校にちょっと刺激的な文言にしていきたい。刺激的というのは意地悪な意味でなくて、やる気が出るような、それぞれの学校が独自でそれぞれの地域や子どもたちや親の願い、実態に基づいて、思い切って特色が出せるような、そういう文言にしていだけると、主な取組の方向性というのはそれぞれにあるわけですから、それが生きると思いますので、ぜひ再考をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の7番目「今後の主な区有施設の配置の考え方について」です。

本日は企画課の杉本課長にご出席をいただいております。

それでは報告をお願いいたします。

企画課長

それでは「今後の主な区有施設の配置の考え方」につきましてご報告いたします。

新しい基本計画及び区有施設整備計画の策定に向けまして、先の教育委員会にご報告いたしました区有施設整備の基本方針に基づきまして、施設整備の方向性や配置数を盛り込みました主な施設配置の考え方について取りまとめたものでございます。本日は教育委員会関連施設に係る部分につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、3ページの3番、主な施設の配置の検討状況でございます。

区立保育園につきましては、区全域の保育の質を向上させるための指導検査を実施する体制、就学前教育の充実、医療的ケアが必要な子どもへの対応、少子化が進行し、保育需要の減少した場合に、区立保育園の定員縮小や閉園により区全体の保育定員の調整を行っていくことなどから、現行10か年計画において掲げております民営化の推進というものを区立園の継続に変更いたします。

児童館につきましては、地域での子育て支援活動の拠点として、機能・役割を見直し、子育て家庭に対する相談支援や区民・団体との地域交流を推進いたします。

また、地域での子どもと子育て家庭を取り巻く支援・見守り活動が、中学校単位で行われてきたことなどから、中学校区ごとの配置を基本とし、学校へのキッズ・プラザの設置に合わせて、順次当該エリアの施設配置を変更いたします。

中高生施設につきましては、中高生が主体的に活動・交流できる機会や健全な居場所を確保するため、既存施設の活用等を検討いたします。

地域図書館につきましては、滞在型機能（自習、居場所等）の充実を図るとともに、本の読み聞かせ等、地域に向けた事業交流拠点とするなど、今後のあり方を検討してまいります。

おめくりいただきまして4ページをご覧くださいと思います。

（仮称）中野東図書館の開館に伴いまして、本町図書館及び東中野図書館を閉館し、当

面の期間は7館体制といたします。

地域開放型学校図書館につきましては、家庭・地域・学校との連携による自主的な読書活動の推進など、地域活動や交流の拠点として活用を図ることとし、運用状況を検証しながらあり方を定め、読書活動の推進を図ってまいります。

次に、6ページ下段、(20)のところをご覧くださいと思います。

区立小中学校の跡地の活用検討につきましては、学校の建て替え、大規模施設整備・誘導、公共施設の移転、集約化・複合化、防災まちづくり、まちづくり事業用地・公園等の活用のほか、貸与または売却の検討を行います。

また、児童館の跡地につきましては、学童クラブの待機児童用の施設、福祉関連施設整備等の用途として活用いたします。

また、旧北部教育相談室、旧西中野保育園、旧鷺宮すこやか福祉センターにつきましては、区有施設整備の基本方針に基づきまして、活用策を検討してまいります。

次に4番、今後、検討する施設でございます。

区立幼稚園及び小中学校につきましては、教育委員会において詳細を検討していただきたいと考えてございます。

最後に5番、今後の予定でございますが、先ほどご報告申し上げました基本構想や基本計画の進捗に合わせまして、本年4月に新しい基本計画におきまして、更新時期を迎える施設について施設整備の方向性、配置の根拠、施設数をお示しし、6月以降は基本計画の策定スケジュールと整合を図りながら、区有施設整備の計画を策定してまいりたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

それではご質問等ございましたらお願いをいたします。

渡邊委員

1点、かわわりそうなところで。3ページに中高生施設というようなものが新規で設けられていて、今既存のものがないということで、ここに書いてあるのを反対というのではなくて、もう少し具体的な検討策というのは何か出てはいるのでしょうか。

企画課長

現時点におきまして、今お示している以上のものというのとはございません。今後、こうした施設を設けてまいりたいという方針だけ持っている状態でございます、教育委員会



とも十分に協議を重ねながら、こういった施設がいいのかというようなところについては、検討してまいりたいと考えてございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

田中委員

この区立保育園のところで、民営化の推進を区立園の継続と書いてありますけれども、そうすると、この10カ所についてはもうこのまま区立園として維持していくということなのででしょうか。

保育園・幼稚園課長

今後の10年につきましては、今の区立保育園10園をそのまま区立園として継続していくという方針でございます。

今後、この資料にもございますとおり少子化が進行して、保育需要の減少について一定の定員の縮小ということが必要となった場合につきましては、一定の区立園を残しつつ、閉園というものも検討していくということでございます。具体的に申し上げますと、6、7園は残す必要があるだろうというところは、今、方針として持っているところでございます。

教育委員会事務局次長

今、保育園・幼稚園課長のほうからお答えいたしました。今後10年という決まったものではございません。今後の保育需要の変化に応じて縮小した場合については、区立保育園でその分吸収していくと。つまり民間園について、区立園のほうでお子さんを預かるので、あなたたちはもう要りませんという話ではなくて、その調整分を区立保育園のほうで担っていく。それが10年かかるのか、8年なのか、7年なのか、今後の推移を見ながら検討を進めていくということになります。

入野教育長

よろしいですか。それでは本報告は終了いたします。

永見課長、杉本課長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして事務局報告の8番目「施設使用料の見直しの考え方について」です。

本日は財政課の森課長にご出席をいただいております。

それでは報告をお願いいたします。

財政課長

それでは、施設使用料の見直しの考え方につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

施設使用料につきましては、平成 19 年度作成の施設使用料見直しの考え方に基づきまして 3 年ごとに改定を行っているところでございまして、令和 3 年度、再来年度が改定時期に該当をするものでございます。受益者負担の適正化を図るため、令和 3 年度改定に合わせて、これまでの考え方を以下のとおり見直しをすることといたします。

まず、現行の算出方法でございしますが、1 番の囲みのところに書いてございしますが、現行料金に改定率を掛けまして、改定使用料を算出しております。改定率につきましては、その下段、原価に性質別負担割合を掛けまして、これを現行使用料をもとにした総収入で割って算出をしております。

原価につきましては、記載のとおり施設に係る経費でございまして、人件費、維持管理費、減価償却費の決算値の合計ということで出しております。

性質別負担割合というものでございしますが、1 ページ目から 2 ページ目に書いてございしますが、施設に係る経費を公費と利用者でそれぞれどれぐらい負担をするかという割合でございまして、施設の性質によりまして、次のページ、2 ページの上段の表のとおり定めているものでございます。

以上の算出方法につきまして、今回の見直しにおきまして、算定の考え方を見直しをしていくというところでございまして、2 番にその案を示しております。

一つ目、減価償却費の減額でございします。施設整備や施設の維持に当たっては、公費支出としておりまして、税負担の公平性の観点から、利用者には一定の負担を求める必要があり、減価償却費につきましても同様に取り扱うことが望ましいと考えておりますが、一方で、施設の建設工事につきましては、国や都補助などの特定財源が充当されている施設もありますので、減価償却費の半額を原価に算入するということで見直しを考えてございします。

次に 2 の (2) 性質別負担割合の変更でございしますが、民間類似施設との代替性や選択の幅の観点を整理いたしまして、利用者負担率を変更するものでございします。

一つ目が、特定の区民の利便に供するもので、民間施設との選択の幅がないもの。具体的には体育館や野球場、弓道場、学校開放などでございしますが、現行 70% のものを 50% に見直しをいたします。

続きまして、特定の区民の利便に供するもので、民間施設の選択の幅が小さいもの。こちらにつきましては現行のままということです。施設としては、ホールや庭球場が該当いたします。

3 ページに進んでいただきまして、特定の区民の利便に供するもので、民間施設の選択の幅が大きいもの。こちらにつきましては、現行 70% を 100% に見直しということで、プールの個人利用やトレーニングルームが該当いたします。

次に(3)、即時改定の廃止でございますが、3年に一度の改定年度以外におきましても毎年算定をしております、算定の結果、使用料が現行使用料よりも1割以上下がる場合には改定を実施することとしておりますが、過去にそういった実績がないということから、事務効率化の観点から、即時改定の考え方は廃止をいたします。

続いて、見直しの改定期間の変更ですが、現行の方針では先ほど申し上げたとおり3年ごとに見直しをしているところでございますが、減価償却費の半額を原価に算入する場合、原価の大きな変動ということは生じなくなることから、4年ごとに変更するというところで今考えております。ただし、次回の見直し改定については、スポーツ施設の半額措置を現在令和6年度まで行っているところございまして、それを踏まえて見直しの考え方を整理する必要がございますので、次回については令和6年度に予定しております。令和6年度の次に令和10年度ということで考えているものでございます。

見直しの対象予定施設でございますが、3ページの次に別紙ということでお示ししております。施設名と、あと利用者負担率の変更の考え方、どう変更するのかということ載せております。

教育委員会所管施設におきましては、該当するものについて申し上げますと、Bの集会室の施設名等のところで目的外利用という区分がございます。この中に教育センター、また野方図書館、区立学校の学校開放などが入っております。こちらが該当するというところでございます。

また、スポーツ施設、Dのところ申し上げますと、例えばプールの団体の利用、学校開放の温水プールですとか、プールの個人利用、学校開放の温水プールなどが該当をしております。

また、Eの宿泊施設のところで、軽井沢少年自然の家が該当してくると考えております。

では、もとの資料にお戻りいただきまして、3ページのところの4番でございます。消費税増税に伴う使用料への転嫁ということで、昨年10月から消費税が10%に上がって

ございます。消費税が適切に使用料に転嫁されますように、令和元年度決算において消費税増税前の8%を適用している支出については、10%の金額に積算をし直して原価に算入をするということで考えてございます。

この新しい使用料の適用時期、改定の時期でございますが、令和3年7月1日ということで施行したいと考えてございます。

スケジュールにつきましてはこちらに記載のとおりでございますが、議会報告、また教育委員会のほうにも適宜ご報告をさせていただきまして、意見交換会やパブリック・コメント手続において区民からの意見も聴取しまして、関係の条例につきましては、11月の第4回定例会、令和2年の第4回定例会のほうで条例の改正案を提案していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今回の改正の意図はよく理解できました。

ただ、先ほどの区の基本構想の中にも話がありましたけれども、誰もがいつでもどこでもスポーツを楽しめるまちづくりみたいなことが書いてありましたけれども、そういった視点というのはこの中には入っているのでしょうか。あるいはこれ以外の、実際に区民への負担の金額が出た後に、そういった対応というのはされるものなのでしょうか。

財政課長

今回の資料のところにも少し記載をさせていただいておりますが、2ページの2の見直し案のところ、少し記載をさせていただいておりますが、利用しやすい料金設定による施設利用向上に伴う区民活動の活性化等を図るといったようなことで、トータルで見ますと全体的に使用料は下がります。特に減価償却費を減額することによりまして、いわゆる使用料に転嫁する原価が下がりますので、使用料が全体的に下がることとなります。それによりまして、こちらに記載しておりますように利用しやすい料金設定というようなことで考えておりますので、それに伴って、おっしゃられたように気軽に施設を利用させていただき、区民活動の活性化ということにつなげていきたいと考えております。

田中委員

そういった計算上の減価償却をなくしたとかということとはまた別に、さらに何か区と

してスポーツ活動を利用しやすくするために予算を投じるとか、そういった視点は特にはないのでしょうか。

財政課長

今回お示ししているのは施設使用料の考え方で、利用しやすい料金設定というところで考えてはおりますが、おっしゃられるように、施設を利用しやすい、また区民活動を活性化させていくということについては、使用料だけではなくて、施設の利用しやすさですとか、あるいは気軽に、あるいは楽しく参加できる事業の設定とかといったようなことは当然考えていく必要があるかなと思っていますので、私は財政課長でございますので、そういった点もいわゆる税の投入という部分については、そのあたりも意識はしていく必要があると考えています。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

それでは最後に事務局から、次回開催について、報告願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、4月3日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

4月3日の定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き傍聴をご遠慮いただくようお願いをいたします。

また、感染拡大の状況によりましては傍聴を中止する場合がございますので、ご確認のほど、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第9回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前11時40分閉会